

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災令和7年5月22日
福島地方気象台

福島県の洪水警報・注意報の基準変更について

福島県の洪水警報・注意報について、令和7年5月29日(木)に発表基準を変更します。

福島県内の一部河川について、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町村で変更します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1. 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町村

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、田村市、本宮市、只見町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、棚倉町、石川町、浅川町、大玉村、北塩原村、西郷村、玉川村
(計 21市町村)

2. 変更日時

令和7年5月29日(木) 13時

3. 補足

新しい基準は、令和7年5月29日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)に反映します。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表(福島県)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukushima.html>

(2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先：福島地方気象台 水害対策気象官 佐々木
電話：024-534-0321 (平日08:30~17:00)